

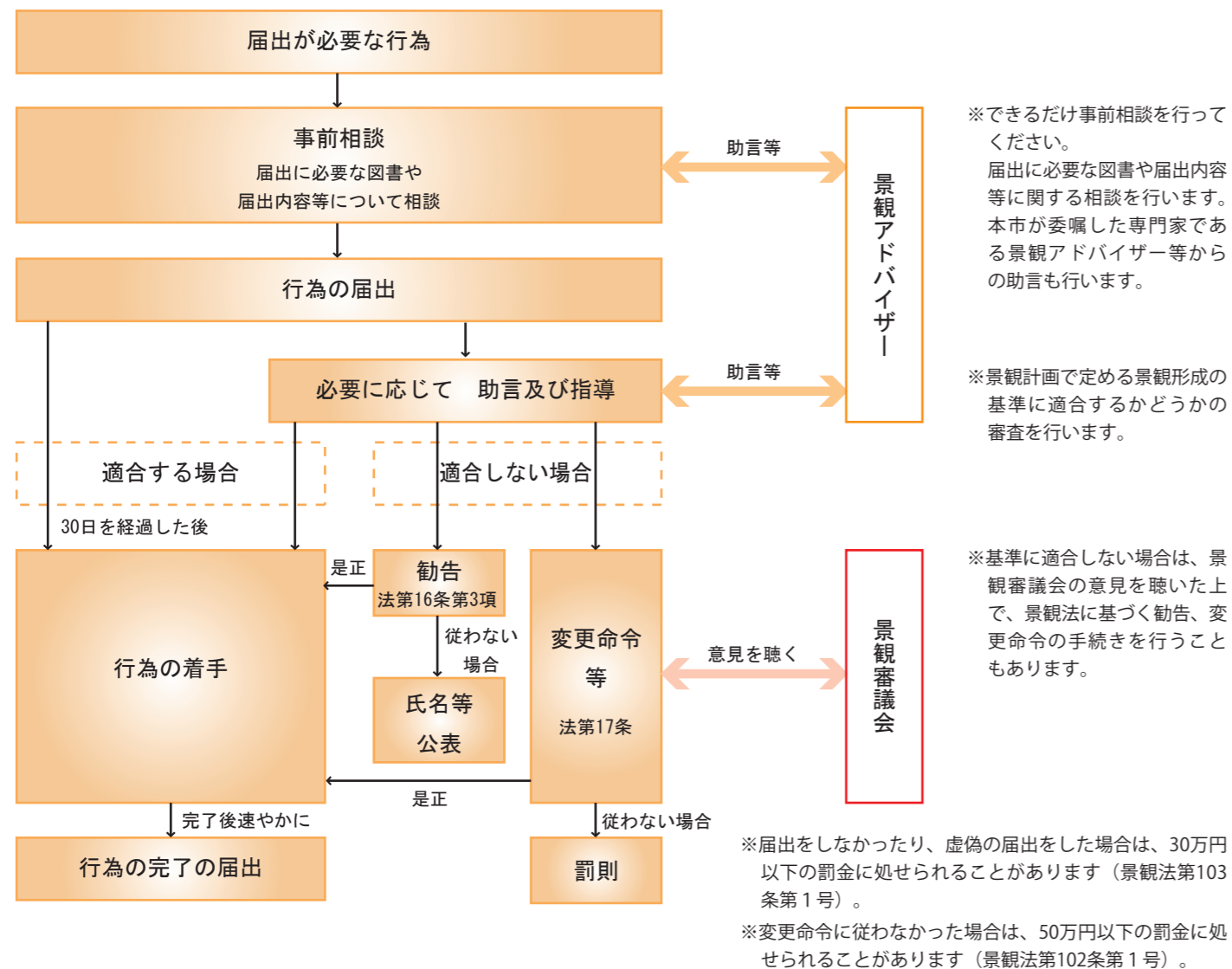
届出について

■届出対象行為

区 分	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの ②その他の工作物	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明	全ての行為
木竹の伐採	行為面積300㎡超

※景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。

■届出の流れ



和歌山市景観計画

—和歌山城周辺景観重点地区—

【概要版】



平成30年4月

和歌山市

旧城下町エリアにおける景観形成

旧城下町エリアの景観形成の検討の背景



安政2年の城下町和歌山（和歌山市立博物館蔵）

和歌山城は本市を代表する観光資源であるとともに、市民に広く愛される象徴（シンボル）として認識されています。

旧城下町エリアを含む市街地の7割を戦災によって焼失しましたが、市内の道路網や町割などは当時のまま残っており、城下町のDNAが脈々と受け継がれています。

戦後は、城を中心として戦災復興土地整理事業や道路整備が進められ、公共・公益機能や商業・業務機能の集積が進むとともに、市民の寄付によって天守閣が再建されました。

現在では、市役所や県立近代美術館といった公共施設の他、業務ビル等が多数集積し、シンボルである和歌山城とあいまって本市の顔となる景観が形成されています。

今後、城周辺の景観形成に影響を及ぼす敷地・建築物が出てくる可能性もあり、城周辺の景観形成のあり方を明確にし、景観計画に位置づけることとしました。

検討にあたっては、まず和歌山城を含む旧城下町エリアでの景観形成の考え方を明確にし、その上で景観重点地区の指定を行うという二段構えの手順で行いました。

和歌山城周辺景観重点地区の指定

和歌山城周辺景観重点地区の指定の考え方

城を十分に認識でき、城とお堀が一体となった開放感あふれる貴重な空間が形成されており、市民や観光客が訪れる本市の顔となる地区として、けやき大通り、中央通り、三年坂通り、堀端通りの4つの通りに囲まれ、城やお堀、石垣や城内の緑などが一体的に眺望かつ体感できる範囲（42.8ha）を「和歌山城周辺景観重点地区」として指定し、より詳細な景観形成の考え方を設定します。（右図参照）

和歌山城重点景観形成地区の景観形成の方針

<地区全体の方針>

【方針1】
和歌山城に面する4つの通りが創る道路景観の魅力を向上させる

【方針2】
天守閣からの眺望に加え、天守閣やお堀を望むことができる良好なビューポイント（眺望点）からの眺望景観を確保する

【方針3】
ランドマークである和歌山城を中心としたネットワークづくり等の空間整備によりシンボル性を高める

<通りごとの方針>

（けやき大通り） 城と広がりのある堀が一体となった開放性のある空間を意識し、本市のメインストリートとしてふさわしいにぎわいと風格をもったまちなみ景観を形成する

（堀端通り） 城と広がりのある堀が一体となった開放性のある空間を意識し、シビックゾーンとしてふさわしいゆとりとうるおいのあるまちなみ景観を形成する

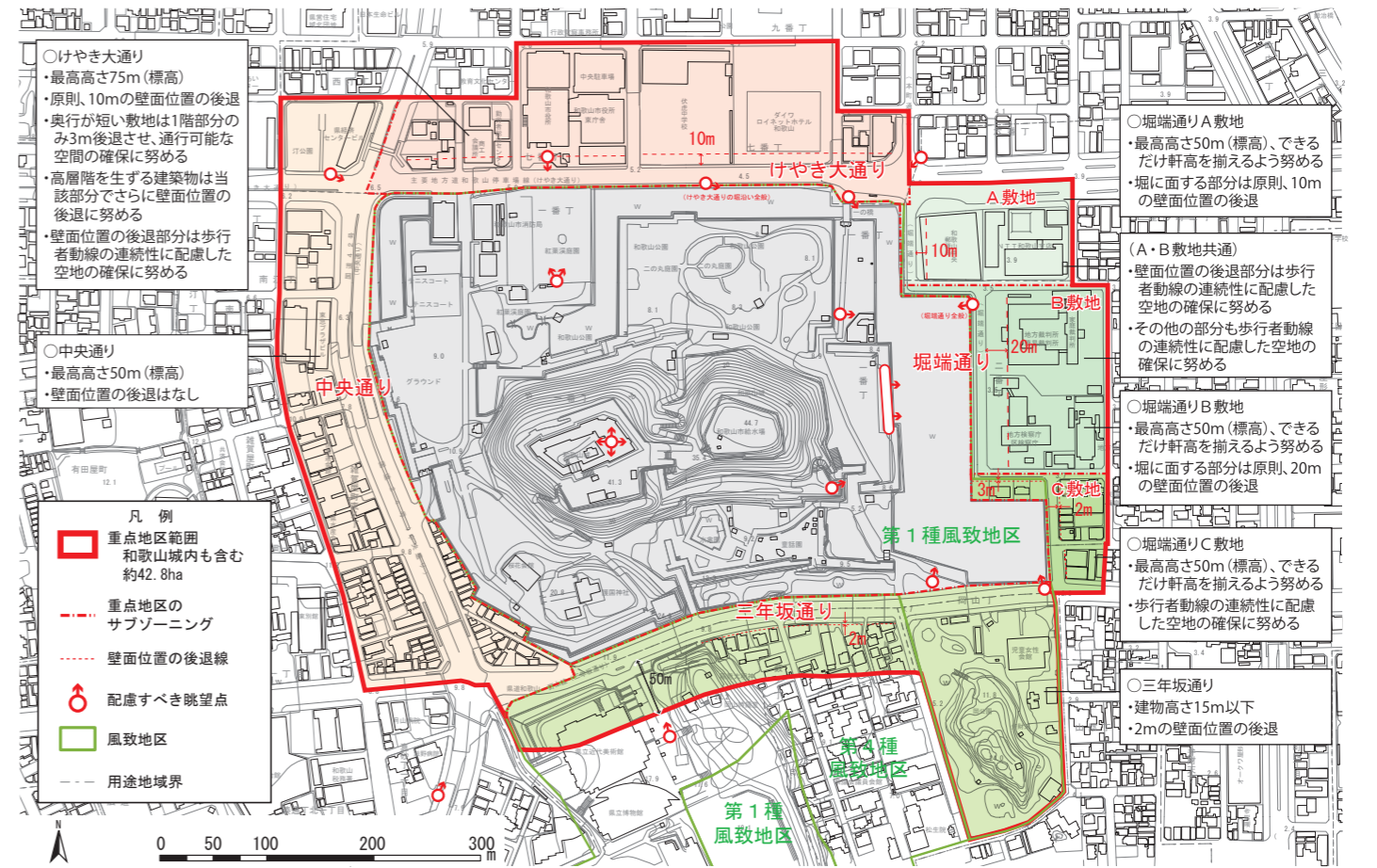
（中央通り） 市の幹線道路であり、城内から連なる緑や石垣、広幅員の道路空間を活かした、シンボリックな道路景観を形成する

（三年坂通り） 緩やかな坂の勾配を活かし、堀や石垣との関係性に配慮した見通しの良い、静かなたたずまいを感じることができるまちなみ景観を形成する

和歌山城周辺景観重点地区における景観形成基準（行為の制限）

景観法に基づく届出

景観重点地区においては、地区の特性を踏まえて、対象を広げてきめ細かな景観形成基準を地区毎に設定の上、誘導を図ります。なお、屋外広告物は別途和歌山市屋外広告物条例に基づく誘導を図ります。



景観形成基準

項目	堀端通り	けやき大通り	中央通り	三年坂通り	
外観を 変更する こととなる 修繕若しくは 模様替え又は 色彩の変更	位置・高さ	(図示の通り)	(図示の通り)	(図示の通り)	
	壁面の位置の制限	(図示の通り)	(図示の通り)	(図示の通り)	
	外壁	シビックゾーン ¹⁾ にふさわしい質の高いデザインとする。	メインストリートとしてふさわしい質の高いデザインとする。	連続した建物の壁面が見通せる、整った通りの景観となるようなデザインとする。	静かなたたずまいを想起させる落ち着いたデザインとする。
	形態・意匠	・壁面設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、外壁面に露出させないように設置する。 ・屋上設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、遮へい措置を講ずる。 ・屋外階段は、建築物との調和を図るよう、できるだけ通りに面して設置しない。	・壁面設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、外壁面に露出させないように設置する。 ・屋上設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、遮へい措置を講ずる。 ・屋外階段は、建築物との調和を図るよう、できるだけ通りに面して設置しない。	・連続した建物の壁面が見通せる、整った通りの景観となるようなデザインとする。	・静かなたたずまいを想起させる落ち着いたデザインとする。
	その他	・アメニティ ²⁾ 性の高い空間を確保するため、駐車場や駐輪場などではできるだけ通りから目立たないように配慮しつつ、人の活動が映えるようエントランスの工夫を施す、ショーウィンドウを設置する、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。	・アメニティ ²⁾ 性の高い空間を確保するため、駐車場や駐輪場などではできるだけ通りから目立たないように配慮しつつ、人の活動が映えるようエントランスの工夫を施す、ショーウィンドウを設置する、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。	・アメニティ ²⁾ 性の高い空間を確保するため、駐車場や駐輪場などではできるだけ通りから目立たないように配慮しつつ、人の活動が映えるようエントランスの工夫を施す、ショーウィンドウを設置する、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。	・アメニティ ²⁾ 性の高い空間を確保するため、駐車場や駐輪場などではできるだけ通りから目立たないように配慮しつつ、人の活動が映えるようエントランスの工夫を施す、ショーウィンドウを設置する、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。
色彩	・堀、フェンス等を設ける場合は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。 ・通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。	・城や石垣、通りの並木の緑との調和に配慮し、外壁の基調色は低彩度の落ち着いた色彩とする。 ・背景となる天空との調和に配慮し、高明度の色彩とする。	・城や石垣、通りの並木の緑との調和に配慮し、外壁の基調色は低彩度の落ち着いた色彩とする。 ・背景となる天空との調和に配慮し、高明度の色彩とする。	・城や石垣、通りの並木の緑との調和に配慮し、外壁の基調色は低彩度の落ち着いた色彩とする。 ・背景となる天空との調和に配慮し、高明度の色彩とする。	
材料	城内の主要な視点場から眺望できる壁面については、周囲から際立つ色彩とならないよう特に配慮する。	周囲の建築物との調和に配慮し、外壁は汚れが目立たず劣化や退色の少ないものを採用する。	周囲の建築物との調和に配慮し、外壁は汚れが目立たず劣化や退色の少ないものを採用する。	周囲の建築物との調和に配慮し、外壁は汚れが目立たず劣化や退色の少ないものを採用する。	
緑化	・道路空間と一体となった魅力ある空間づくりを行うため、敷地内の道路に面する部分は緑の演出を工夫する。 ・敷地内については、通りのイメージを損なわないよう、堀端に植えられている樹木の樹種等に配慮した樹種を選定する。	・道路空間と一体となった魅力ある空間づくりを行うため、敷地内の道路に面する部分は緑の演出を工夫する。 ・敷地内については、通りのイメージを損なわないよう、堀端に植えられている樹木の樹種等に配慮した樹種を選定する。	・道路空間と一体となった魅力ある空間づくりを行うため、敷地内の道路に面する部分は緑の演出を工夫する。 ・敷地内については、通りのイメージを損なわないよう、堀端に植えられている樹木の樹種等に配慮した樹種を選定する。	・道路空間と一体となった魅力ある空間づくりを行うため、敷地内の道路に面する部分は緑の演出を工夫する。 ・敷地内については、通りのイメージを損なわないよう、堀端に植えられている樹木の樹種等に配慮した樹種を選定する。	

※上記の他の届出対象行為の景観形成基準については、全市の基準を適用します。
1 シビックゾーン：歴史的にも行政・文化の中心であり、官庁などの行政施設や市民が利用する公共施設が集積する地区。
2 アメニティ：環境などの「快適性」を表す概念。